

- I. 今後新たに展開する施策について
1. 保育所待機児童対策について
 2. 地域子育て支援について
 3. 公立保育所の機能強化
 4. 保育関係者の連携
- II. 公立保育所の民営化

回	No.	意見要旨
I. 今後新たに展開する施策について		
1. 保育所待機児童対策について		
9	1	一次報告書に対する市民意見や車座ミーティングでの意見から、喫緊に認可外保育施設の補助体制を考えていかなければならないのではないかと。
10	1	待機児童対策の予算の見込みと事業の優先順序付けをしっかりと考えないと、来年4月どうするのか保護者はとても不安である。民営化はまだ時間があるが、待機児童対策は直近でやらなければならないこと。
11	1	「幼稚園の預かり保育」や「認証保育所」を待機児童対策のメニューとして提示されたが、これが適切かどうか議論が不十分ではないか。
11	1	「保育ママ」制度が発足したが、これには補助金が出ているにもかかわらず、認可外保育施設には全く補助金が出ていない。認可外にも子どもを預けている保護者がたくさんいる。これは、同じ船橋市民としてかなりの差別ではないか。
11	1	平成26年度までに1,500人増というあいプランの目標数値のペースでは、現状の待機児童にすら対応し切れないのではないかと。
11	1	新園の開設、定員増という議論をこの保育のあり方検討委員会で取り上げないと、随分後退した議論になってしまう。十分な予算措置、総体的な保育予算の拡大・定員増を報告書の中に、何らかの形でしっかり提言していく方向性を考えなければならない。
2. 地域子育て支援について		
9	2	子育て家庭の地域支援体制について、例えば民生委員がどのような活動をしていて、地域に何人いるなど、詳しく分析したうえで示していかないと、市民の理解はなかなか得られないと思う。
9	2	一次報告書への意見で要支援・要保護の家庭への配慮について意見が少なかったのは、総論賛成だからだと思う。今後は、具体的に詰めていって、最善の方法は何なのかということを検討しなければいけない。
10	2	保育士が地域に出て発見した要支援の児童など、持ち帰ってきた情報をどのように誰が処理するのか。組織、責任体制をしっかりと決めないといけない。
10	2	民営化で浮いた人材を地域支援に回すとのことだが、民営化には最低でも2年かかる。その間、地域支援を何も行わないということなのか。
10	2	地域に出ていく保育士が、どのように連携し、誰がコーディネートして、誰がどのように指揮をとるのか、具体的に示されないと、現場に持ち帰って説明できない。
10	2	実際にどうするのか、誰が指示してくれるのか、地域の情報をどこにつなげていくのか、ということが見えてこないとなかなか進まない。そこがはっきりしてもらえれば、現場は、お金がない、人がいないという中で、できることを一生懸命考える。
11	2	拠点保育園の数が5園で良いかどうかは議論が必要ではないか。
3. 公立保育所の機能強化		
10	3	公立保育園は緊急一時保育と障害児保育に力を入れていくとあるが、様々な保育ニーズがある中で、休日保育、夜間保育、年末保育なども市が決断し、現場との調整が取ればすぐに実施できるのではないかと。大変なことをみんな民間に押し付けているのではないかと。公立ができない理由が分からない。これは、民営化にも大きく関連しているのではないかと。

回	No.	意見要旨
11	3	休日保育、夜間保育、延長保育等の充実など、新たな事業を始めるのに新たな人が必要なのは私立でも同じことではないか。
11	3	私立保育園では、労使ともに協力し合い、人材を確保しながら努力して発達支援保育、一時・休日保育や夜8時、9時までの延長保育を行っている。これらのニーズはこれから増えてくる。公立においても財源や人材を確保してやるべきではないか。
11	3	認可外保育施設では、保護者からどうしても休日や深夜までの保育をしてほしいと要望があった場合は、職員の中から募って受け入れるなど、赤字となってしまうとしても保護者のニーズに応えるためにかなりの努力している。公立は努力が足りないのではないかと。できないことは決してない。
11	3	私立より格段に人員配置が手厚い公立で、率先して保育サービスメニューの拡大を行うべきではないか。
11	3	あいプランのニーズ調査において、要望が高かったのは一時保育と病児保育だった。耐震改修とあわせて一時保育専用の保育室を作り、一時保育を拡大していくことは公立保育園でもできないことはない。市民ニーズにきちんと応えていくことは非常に大事。
11	3	民間保育園に休日保育や延長保育の拡大などを求めるのであれば、労働環境が悪くならないよう財源や人員配置の裏付けとあわせておこなわないと無責任になる。
11	3	公立保育園で緊急一時保育を実施した場合に、現在の午前7時から午後7時までという枠を超えたサービスが必要になるという議論が出てくると思う。公立保育園の機能強化に伴って出てくる部分に関して、今までの前提を超えて議論することができるのか気になる。
4. 保育関係者の連携		
9	4	公立保育園が主導権を持って、私立保育園、私立幼稚園を指導していくというのは、大変おこがましいことである。
9	4	公・私立の保育園、幼稚園、認可外の保育園・幼稚園の人たちが一堂に会して話をする機会をという意見があるが、それぞれの立場を主張しあう場にするのではなく、本当に船橋の全ての子どもたちをどうしたらいいのか、どうすることが一番いいのかという議論をする場にしないといけない。
II. 公立保育所の民営化		
9	II	民営化により、現在の人間関係が壊されるとか、子どもへの精神的な影響について、きちんと手当しないといけない。
9	II	どこまで民営化すればいいのか、あるいは民営化しないでもできる方法があるのかというところを、もう一度検討しつつ進んだ方がいいのではないかと。
10	II	民営化すれば何がどのように良くなるのかということが示されないと、みんな納得できない。
10	II	公務員の人事制度は、定期的な人事異動が優先され、保育という仕事は必ずしも適切ではないと思う。保育園の人事評価などいろいろなやり方において近代的な経営手法を取り入れれば、市民のためになり、最終的には財政の問題も大きな成果が出てくるのではないかと。
10	II	民営化の何が配慮事項かは、このあり方検討委員会で議論されるべき部分。実際にどう進めていくか、保護者や職員など関係者と行政が向き合う場をどうするかは、11月以降の次の段階の話。
11	II	公立保育園で行われているのが一つの標準であり、それ以上の保育が民営化に対して課される優先順位だという形でプロポーザルが行われるとき、受託する民間法人の側としては、十分な予算措置がされないまま公立並みの人的配置を求められるのは困る。
11	II	民営化することで、保育の活性化が生まれ、子どもが幸せになる。また、経営の効率化で無駄を省き、競合することによって経営的に活性化される。
11	II	民営化する場合の法人選定の基準を考えると、保護者のニーズにどうやって応えられるかという点では、受け入れる法人に何が条件を提示してもらい、従来の公立が果たせなかったものを民営化するというのが本来だと思う。

回	No.	意見要旨
11	Ⅱ	今の公立保育園の制度の中で通っている子ども、保護者にとって、民営化による保育サービスの充実で夜間保育・休日保育をしても、利便性の向上にはつながらない。保育サービスの充実は今ある保育園を民営化するのではなく、新しい公立保育園を作って担えばいい。
11	Ⅱ	今いる子どもが入所してきた条件は、民営化しても継続すべき。ただし、いつまでも続けていったら、財政的にパンクし、その保育園のあり方についても破綻が来る可能性がある。だから、受託を希望する法人に対して、現状への対応に加え、将来どう運営していくのかを厳しく問うべき。継続、継続では停滞してしまう。
11	Ⅱ	民営化した後も、続けてその保育園に通い続けられることが重要。アレルギー対応できなくなることはあってはならない。
11	Ⅱ	発達支援児の受入れについて、私立保育園への補助が十分でないまま、発達支援保育の実施を基準とした場合、受託法人に人件費の超過負担を強いることになるのではないか。
11	Ⅱ	現在通園する児童の保育を保障するのも大事だが、発達支援保育やアレルギー対応など、保育はその地域で積み上げられた宝のようなもの。地域から1園でもなくなってしまうことは利用者にとって非常によくない。今いる発達支援児が卒園してしまえば発達支援保育はやらなくていいということにはならない。その地域で、発達支援が必要な子どもを持つ家庭が、保育園を利用できるという長期的な保障が必要。
11	Ⅱ	民営化に移行する時には、最低限として、今いる子どもたちの保育をどのように保障していくのかということと、地域の中の保育園、地域で暮らす人にとっての保育園がこれまで実現してきた価値をどう継続するのかということが議論になる。ただ、待機している人や地域で暮らしている人たちの問題も総合的に考えて議論をしなければならないという視点が重要。
11	Ⅱ	民営化の財源効果の計算のなかで、保育計画課以外の職員などの人件費も含めてきちんと計上してほしい。
11	Ⅱ	民営化によって、退職者の補充をしないことは保育の停滞を招く。いびつな人員構成となり、後で大きな弊害となると思う。
11	Ⅱ	5園の民営化は多すぎる。
11	Ⅱ	23年4月までに父母を納得させて民営化をすすめるのは非常に無理がある。
11	Ⅱ	民営化する際の設置・運営主体を「認可保育所の運営の実績のある社会福祉法人等」とある。現状は、社会福祉法人が運営を踏襲するのは納得できるが、25年度以降システムが変わる可能性があるので、ずっと狭い範囲で議論することがいいのか考えなくてはいけない。
11	Ⅱ	船橋の民間保育所で、民営化を受け入れるパイがどのくらい残っているのか。船橋の法人が積極的に受けてくれるならいいが、船橋の法人が受け入れられず広く公募となった場合、引き受けたのが社会福祉法人でもチェーンのところだったりということもあり、その点は慎重に考えなければならない。